|  |
| --- |
| 離婚給付等契約公正証書 |
|  |
| 当公証人は、後記当事者の嘱託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。 |
|  |
| 第１条 | （離婚の合意） |
|  | 夫○○　□□（以下「甲」という。）と妻○○　△△（以下、「乙」という。）は、本日、両者間の未成年の長女●●（平成〇年〇月〇日生、以下「丙」という。）の親権者を乙と定め、乙において監護養育することとして協議離婚する（以下「本件離婚」という。）こと及びその届出は、乙において速やかに行うことを合意し、かつ本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。 |
|  |
| 第２条 | （養育費） |
| １ | 甲は、乙に対し丙の養育費として、離婚届出の前後を問わず、令和〇年〇月から丙が満２０歳に達する日の属する月（ただし、丙が、大学又はこれに準ずる高等教育機関[以下「大学等」という。]に進学した場合には、大学等を卒業する日の属する月）まで、１か月金〇万円を、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。 |
| ２ | 甲及び乙は、前項の養育費のほか、丙の進学、病気等による特別の費用の負担については、別途、その負担額について協議するものとし、甲は、その負担額を乙に支払う。 |
| ３ | 甲及び乙は、第１項の養育費の額については、甲が再婚し、又は甲が養育すべき子が増加した場合でも、減額しないことを合意した。 |
|  |
| 第３条 | （面会交流） |
|  | 乙は甲に対し、甲が丙と面会交流をすることを認容する。面会交流の回数は１か月に１回程度とし、具体的な面会の回数、日時、場所及び方法については、丙の福祉を考慮し、甲及び乙が事前に協議して定める。 |
|  |
| 第４条 | （清算条項） |
|  | 甲及び乙は、本件離婚に関し、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求を行わない。 |
|  |
| 第５条 | （強制執行認諾） |
|  | 甲は、本公正証書に基づく金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。 |
|  |
| 本　　旨　　外　　要　　件 |
|  |
| 住　所 | 愛知県●●市●●町●丁目●番地 |
| 職　業 | 会社員 |
| 甲　　 | ○○　□□　　　　　　　　　　　　平成〇年〇月〇日生 |
|  |
| 住　所 | 愛知県●●市●●町●丁目●番地 |
| 職　業 | 会社員 |
| 乙　　 | ○○　△△　　　　　　　　　　　　平成〇年〇月〇日生 |
|  |
| ○○　□□、○○　△△については、運転免許証の提示により、それぞれ人違いではいことを証明させた。この公正証書は、令和〇年〇月〇日、本職役場でこれを作成し、列席者に閲読させたところ、これを承認した。 |